

令和 6 年 3 月 13 日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

持続可能な交通規制の推進について（通達）

日本社会は、質・量共に大きな変革の中にあり、その影響は様々な分野に及んでいるところ、道路交通分野もその例外ではなく、これまでにやってきた方法を漫然と踏襲するのではなく、交通規制の実施や交通安全施設等の設置に係る状況を不断かつ果敢に見直すことが必要である。例えば、急速に進む人口減少によって人口動態が大きく変化した地域においては、その変化を踏まえた交通規制等の見直しが必要であるし、特定小型原動機付自転車や自動運転車両等の新たなモビリティの出現にも対応する必要がある。

加えて、厳しい財政状況の中で、将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理・更新等を今後も継続するためには、必要な予算を確保するためのあらゆる取組を引き続き進めることは当然であるが、それに加えて、中長期的視点に立ったストックの適切な管理を強力に推進し、抜本的なコストの合理化が必要不可欠である。

そうした中で、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するという交通警察の使命を継続的に果たすためには、

- 実態に適合した交通規制を実施するための不断の見直し
- コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理及び必要性が低下した交通規制そのものの改廃

を強力かつ持続的に推進することが必要不可欠である。

この点、これまでも「信号機の設置の合理化等の更なる推進について（通達）」（令和3年5月17日付け規発第563号。以下「旧通達」という。）等において、交通実態に適合した交通規制の推進等を図る取組を実施してきたところであり、当該取組は一定の成果を上げているとは認められるものの、上記のような持続的な交通規制業務を推進するためには、これまでの取組を漫然と進めるのでは不十分であり、取組を抜本的に改めていく必要がある。

各位にあつては、こうした意識を念頭に置き、下記のとおり、管轄区域内の道路に

ついて交通実態を調査・分析し、当該道路における交通規制の実施及び交通安全施設等の設置に係る合理性を点検した上で、交通実態に即した交通規制の実施等を強力に推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 交通実態に即した交通規制の実施

交通実態に見合わない交通規制の遵守の徹底を図ることは困難であるところ、道路交通環境の変化等に合わせて随時、交通規制の見直し・更新をしていく必要がある。この点、例えば、最高速度規制について、実勢速度と規制速度に大きな乖離が生じており、当該規制速度を維持する必要性が認められない場合には、当該最高速度規制の変更を検討することが必要である。

そこで、現場の交通実態に適合しなくなっていると認められた交通規制については、その種類及び交通実態の調査・分析結果を踏まえ、その改廃等の必要な措置を執ること。

なお、交通規制の改廃等に当たっては、地域住民等に対して交通規制を見直す理由を丁寧に説明し、理解を得るように努める必要はあるものの、交通規制の不断の見直しは、地域住民等からの明確な同意を得ることができないという理由のみによって安易に断念すべきものではない。交通管理上必要であると認められる場合には、必要な説明は尽くした上で、その改廃等の措置を積極的に検討すること。

2 交通実態に即した効果的かつ効率的な交通安全施設等の設置

交通安全施設等は、長年にわたる量的規模の拡大等により、更新が老朽化に迫っている状況にあり、例えば、更新基準を超えた信号制御機の割合は、全国平均約24パーセントであるところ本県では30パーセントを超えているなど、未だ改善傾向とは言えない状況にある。このような交通安全施設等の老朽化によって、倒壊等による道路上の危険が生じるおそれがあるほか、視認性への影響によって交通の安全が脅かされる懸念もある。

この点、財政状況が厳しい中、既存の交通安全施設等を漫然と全て維持するのではなく、限られた予算等の資源を重要性・必要性に応じて最適な形で配分することが重要である。

例えば、

- 同一内容の道路標識が重複して設置されており、その必要性が低下している場合の当該道路標識の撤去
- 現場の交通実態に鑑み、必要性が低下していると認められた交通規制の改廃

と併せた交通安全施設等の撤去

といった措置を執ることにより、設置の合理化を図ること。

また、これに併せて、高耐久性素材の利活用による長寿命化等の取組も推進し、維持管理に要する費用の合理化を図ること。

3 交通実態の調査・分析

前記1及び2の取組を推進するため、管轄区域内の道路について、不断の交通実態の把握に努めること。

4 留意事項

本通達に基づく取組を着実に推進するため、交通規制課を中核として、各所属の知見を効果的に集約するなど関係所属が連携した取組に配慮すること。